

議員提出第1号議案

大田区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定
により提出する。

令和6年2月15日

大田区議会議長 押見 隆太 様

提出者

清水 菊美 佐藤 伸 すがや 郁恵
杉山 こういち 村石 真依子

大田区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 性別等に起因する人権侵害の禁止（第8条）

第3章 基本的施策等（第9条—第15条）

第4章 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する体制（第16条・第17条）

第5章 雜則（第18条・第19条）

付則

私たちは、男女共同参画社会の形成を図るため、長年にわたり、積極的な取組を行ってきた。令和3年度から令和7年度まで「第8期大田区男女共同参画推進プラン」の実現に向けて取り組んでいる。

これまでの取組により男女共同参画は前進してきているものの、今なお、性別に起因する人権侵害、性別による固定的な役割分担意識及びそれに基づく社会的慣行が存在するなど、多くの課題が残されている。一方、様々な人々が互いの違いを理解し合い、認め合う重要性はますます高まっている。こうした中、男女の性別にとらわれず、性の多様性を尊重し合い、全ての人がともに生きていける社会の実現が求められている。

日本には、他者を思いやり、尊重し、互いに助け合って生活する伝統と多様な文化を受け入れ発展してきた歴史があり、とりわけ大田のまちは、様々な個性を受け入れてきた寛容性の高いまちである。一方、現代のグローバル社会では、一人ひとりの違いが新たな価値の創造と活力を生むことが期待されている。このため、大田区では、いかなる差別もあってはならないという人権尊重の理念と人々の多様性への理解を、区民全体で共有できるよう積極的に広めていかなければな

らない。

私たちのまちが、「国際都市おおた」として家族形態の変化などに適切に対応し、文化の風薫る、豊かで活力のあるまちとして発展していくためには、性別等にかかわりなくその個性と能力を十分に發揮し、ともに社会に参画し、責任を分かち合うことが大切である。

ここに、私たちは、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる場において、性別等に起因する人権侵害を受けることなく、一人ひとりがその人らしく、分かち合い助け合い、ともに暮らすまち大田区をつくることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関して、基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって多様な個人を尊重し合う社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女平等と多様性を尊重する社会 性別等にとらわれず、多様な個人が尊重され、全ての人がその個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合う社会をいう。

(2) 性別等 生物学的な性別、性自認（自己の性別についての認識をいう。以下同じ。）及び性的指向（人の恋愛や性愛がどういう対象に向かうかを示す指向（異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛及び男女両方に向かう両性愛並びにいかなる他者も恋愛や性愛の対象としない無性愛）をいう。以下同

じ。) をいう。

(3) 区民　区内に住所を有する者、区内の事業所又は事務所に勤務する者及び区内の学校に在学する者をいう。

(4) 事業者　区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント　他の者を不快にさせる性的な言動（性的な関心又は欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性自認若しくは性的指向に関する偏見に基づく言動を含む。）により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して、当該個人に不利益を与えることをいう。

(6) ハラスメント　他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。

(7) 性的少数者　同性愛者、両性愛者及び無性愛者である者並びに性同一性障害を含め性別違和がある者をいう。

(8) メディア・リテラシー　新聞、テレビ、インターネットその他のメディアが伝える様々な情報を無批判に受け止めるのではなく、主体的に読み解き、取捨選択して活用する能力及び当該メディアを通じて意思疎通する能力をいう。

(9) パートナーシップ　男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係をいう。

(基本理念)

第3条　男女共同参画社会の形成を図るため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

(1) 全ての人が、個人として尊重され、性別等による差別的な取扱いを受けて、その個性及び能力を發揮する機会が確保され、暴力が根絶される等人権

が尊重されること。

- (2) 社会の制度又は慣行が性別等による固定的な役割分担意識の影響を受けず、全ての人の社会活動における選択の自由が制約されないこと。
- (3) 全ての人が、社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）における活動の方針の案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- (4) 全ての人の性における健康及び権利が尊重され、生涯にわたって自分らしい生き方を選択できること。
- (5) 全ての人が、社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の責任（以下「家庭責任」という。）を分からち合うとともに、家庭生活及び社会生活における活動を両立することができること。
- (6) 全ての人が、国籍にかかわりなく、その個性及び能力を發揮し、ともに社会に参画し、責任を分からち合うことができること。
- (7) 全ての人の性自認又は性的指向が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。
- (8) 幼児教育、学校教育及び生涯学習において、男女平等の理念及び性の多様性を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた取組がなされること。
(性的少数者の人権の尊重)

第4条 区は、次に掲げる事項が実現し、かつ、維持されるように、性的少数者の人権を尊重する社会を推進する。

- (1) 性的少数者に対する社会的な偏見及び差別をなくし、性的少数者が、個人として尊重されること。
- (2) 性的少数者が、社会的偏見及び差別意識にとらわれることなく、その個性及び能力を十分に發揮し、自らの意思及び責任により多様な生き方を選択できること。

- (3) 学校教育、生涯学習その他の教育の場において、性的少数者に対する理解を深め、当事者に対する具体的な対応を行うなどの取組がされること。
- (4) 国際社会及び国内における性的少数者に対する理解を深めるための取組を積極的に理解し、推進すること。

(区の責務)

第5条 区は、前2条に規定する理念に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画を策定し、実施するものとする。

- 2 区は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、第3条に規定する理念に沿うよう配慮するものとする。
- 3 区は、男女共同参画施策を実施するに当たっては、区民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。

(区民の責務)

第6条 区民は、あらゆる分野の活動において、男女共同参画について理解を深め、その推進に努めるものとする。

- 2 区民は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、男女平等と多様性を尊重する社会について理解を深めるとともに、男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するため、採用、待遇、昇進、賃金等における就業条件の整備において、この条例の趣旨を遵守しなければならない。
- 3 事業者は、男女の別による、又は性的少数者であることによる一切の差別を行ってはならない。

- 4 事業者は、全ての人が家庭生活、職場及び地域における活動の調和のとれた生活が営まれるよう、職場環境の整備、長時間労働の解消等に努めるものとする。
- 5 事業者は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 性別等に起因する人権侵害の禁止

(禁止事項)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる場（以下「あらゆる場」という。）において、性別等による差別的取扱いその他の性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント又は婚姻、妊娠、出産、育児若しくは介護に関するハラスメントを行ってはならない。
- 3 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、パートナー（パートナーシップにある者の方からみた相手方をいう。以下同じ。）若しくは交際相手である者又はあった者に対する身体的、精神的、経済的又は性的な暴力行為を行ってはならない。
- 4 何人も、公衆に表示する情報において、性別等に起因する人権侵害を助長することのないよう配慮しなければならない。
- 5 何人も、性自認又は性的指向の公表に関して、本人に対し強制又は禁止してはならない。
- 6 何人も、本人の同意なくして性自認又は性的指向を公表してはならない。

第3章 基本的施策等

(基本的施策)

第9条 区は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策の実施に努めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する調査研究、情報の収集分析並びに区民及び

事業者に対する情報の提供を行うこと。

- (2) 男女共同参画の推進に関する啓発活動等を充実するとともに、学校教育を始めとする生涯にわたる学習支援において、男女共同参画の推進のための必要な措置を講ずること。
- (3) 区民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、助言等必要な支援を行うこと。
- (4) 全ての人が個人として尊重され、性別等による差別的な取扱いを受けることがないよう必要な措置を講ずること。
- (5) セクシュアル・ハラスメント又は婚姻、妊娠、出産、育児若しくは介護に関するハラスメント及び配偶者、パートナー若しくは交際相手である者又はあった者に対する暴力的行為の防止を図るとともに、これらの被害を受けた者に対し必要な支援を行うこと。
- (6) 性に関する健康及び権利が尊重され、自己決定による選択ができ必要な措置を講ずること。
- (7) 社会の制度又は慣行が性別による固定的な役割分担意識の影響を受け、全ての人の社会活動における選択の自由が制約されることのないよう必要な措置を講ずること。
- (8) あらゆる分野の活動の意思決定過程において、性別等を理由に参画する機会の格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずること。
- (9) 家庭責任を持つ全ての人が家庭生活及び社会生活における活動を両立することができるよう必要な措置を講ずること。
- (10) 全ての人がメディア・リテラシーを身に付け、向上が図られるよう必要な措置を講ずること。
(パートナーシップ制度)

第10条 区長は、パートナーシップの届出があったときは、規則で定めるところ

により、受理証明書を交付することができる。

2 前項の受理証明書の交付を希望する者は、規則で定めるところにより、届出書その他必要な書類を添付した上で、区長に届け出なければならない。

3 前2項に定めるもののほか、パートナーシップ制度に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条 事業者は、その社会活動の中で、前条第1項に規定する受理証明書を最大限に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における男女参画の推進)

第12条 区長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況等について報告を求めることができる。

2 区長は、前項の報告に基づき、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画の推進について適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(行動計画)

第13条 区長は、行動計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、あらかじめ、大田区男女共同参画推進区民会議の意見を聴かなければならない。

2 区長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

3 前2項の規定は、行動計画を変更する場合について準用する。

(年次報告)

第14条 区長は、行動計画に基づく施策の実施状況等について、年次報告を作成し、これを大田区男女共同参画推進区民会議に報告するとともに、区民に公表するものとする。

(拠点施設)

第15条 区長は、大田区立男女平等推進センター条例（平成11年条例第32号）

第1条に規定する大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）を拠点施設

として、男女共同参画施策を実施するとともに、区民及び事業者による男女共同参画の推進の取組を支援するものとする。

- 2 区長は、前項の拠点施設の運営に当たっては、区民との連携及び協働の下に行うものとする。

第4章 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する体制

(大田区男女平等・多様性社会推進会議)

第16条 男女平等と多様性を尊重する社会の推進について調査し、又は審議するため、区長の付属機関として、大田区男女平等・多様性社会推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 行動計画の策定及び評価に関する事項
- (2) 男女平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成に関する事項
- (3) 男女平等と多様性を尊重する社会に係る人権の尊重及び暴力の根絶に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

- 3 推進会議は、前項に定めるもののほか、男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関し、必要があると認めた事項について区長に意見を述べることができる。

- 4 前2項に定めるもののほか、推進会議の構成及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(相談及び苦情への対応)

第17条 区民及び事業者は、区長に対して、この条例及び区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に関して相談を行い、又は苦情の申立てを行うことができる。

- 2 区長は、前項の相談又は苦情の申立てがあった場合は、必要に応じて調査を

行うとともに、相談者、苦情の申立人又は相談若しくは苦情の相手方、相手方事業者等（以下この条において「関係者」という。）に対して適切な助言又は指導を行い、当該相談事項又は苦情の解決を支援するものとする。

3 区長は、前項の指導を受けた関係者が当該指導に従わず、この条例の目的又は趣旨に著しく反する行為を引き続き行っている場合は、推進会議の意見を聴いて、当該関係者に対して、当該行為のは正について勧告を行うことができる。

4 区長は、関係者が前項の勧告に従わないときは、関係者名その他の事項を公表することができる。

第5章 雜則

（他の区条例との関係）

第18条 大田区営住宅条例（平成9年条例第50号）及び大田区営住宅条例施行規則（平成10年規則第4号）その他区条例の規定の適用に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

（委任）

第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第12条から第14条までの規定は、この条例の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（大田区立男女平等推進センター条例の一部改正）

2 大田区立男女平等推進センター条例（平成11年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「男女共同参画社会」を「男女平等と多様性を尊重する社会（性別にとらわれず、多様な個人が尊重される社会をいう。）」に改め、同条に次の1

項を加える。

2 センターの通称は、「エセナおおた」とする。

第2条第1号中「男女平等」を「男女平等と多様性を尊重する社会の推進」に改め、同条第2号中「女性のため」を「性差別等に関わる諸問題」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する自主的な活動等の支援

第2条第4号中「区民」を「男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する活動を行う個人又は団体」に改める。

第4条第3項中「男女共同参画社会」を「男女平等と多様性を尊重する社会」に改める。

(提案理由)

都内各自治体での取組が進み、また大田区職員のパートナーシップ制度も導入されている状況において、男女の別を超えて多様な個人を尊重し合う社会を実現することに寄与するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

議員提出第2号議案

大田区立小・中学校給食費補助金交付条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定
により提出する。

令和6年2月15日

大田区議会議長 押見 隆太 様

提出者

清水 菊美 佐藤 伸 すがや 郁恵
杉山 こういち 村石 真依子

大田区立小・中学校給食費補助金交付条例

(目的)

第1条 この条例は、大田区立小・中学校（以下「区立学校」という。）に在籍している児童又は生徒（以下「児童等」という。）に提供される学校給食について、児童等の保護者負担の軽減を図るとともに、子育て支援及び教育の充実に資するため、学校給食の実施（以下「補助事業」という。）に要する費用等（以下「学校給食費等」という。）を補助金として交付するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象等)

第2条 区長は、区立学校の校長（以下「学校長」という。）に対し、補助事業に要する次の経費を交付することができる。

- (1) 児童等の保護者から徴収すべき学校給食費等
- (2) 児童等が給食の提供を受けない場合であって、学校長が必要と認める場合に、当該児童等に係る学校給食費相当額
- (3) その他補助事業を円滑に実施するために必要と認める経費

2 前項の補助金の額は、別に定める額とする。

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付対象者は、保護者から徴収すべき経費等を執行管理する学校長とする。

2 学校長は、受領した補助金を保護者から徴収すべき学校給食費等に充て、又は前条第1項第2号に定める児童等の保護者に対し、給食の提供に代えて学校給食費等に相当する額を交付し、若しくは同項第3号に定めるその他補助事業を円滑に実施するために必要と認める経費の支払に充てることができる。

(交付の申請)

第4条 学校長は、補助金の交付を受けようとする際は、区長に対し、別に定め

る様式に関係書類を添付して提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 区長は、前条の規定により申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合においては、交付の決定をし、別に定める様式により学校長に通知する。

2 区長は、補助金の不交付を決定したときは、別に定める様式により学校長に通知する。

(交付の条件)

第6条 前条の場合において、区長は、適正な交付を行うため必要があるときは、学校長に対して補助金の交付の申請に係る事項の修正を求め、又は条件を付すことができる。

(申請の撤回)

第7条 第5条第1項の規定により通知する場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に異議があるとき、学校長は当該通知受領後指定する期日までに申請の撤回をすることができる。

(補助金の請求)

第8条 学校長は、第5条第1項の規定による通知を受けたときは、前条の場合を除き、速やかに別に定める様式を区長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 区長は、前条の規定により提出された様式に基づき、補助金を概算するものとする。

(事情変更による補助金の取消し)

第10条 区長は、補助金の交付の決定をした場合において、天変地変その他補助金の交付の決定後生じた事情により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は

その決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 区長は、前項に基づく補助金の取消しに際し、児童等の保護者に次の各号に掲げる負担が生じる場合は、その額について取消しをしないものとする。

(1) 学校給食に係る物品購入契約の変更及び解除により必要となった損害賠償等の費用

(2) その他残務処理にかかった費用のうち学校給食費等に関する費用

3 第5条及び第6条の規定は、第1項の規定に基づく決定について準用する。

(状況報告)

第11条 区長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、学校長に補助事業の遂行の状況を報告させることができる。

2 前項の報告を受けた場合において必要があるときは、学校長にその処理について適切な指示を行う。

(実績報告)

第12条 補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、学校長は、速やかに別に定める様式により区長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告の内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、別に定める様式により学校長に通知する。

(補助金の精算)

第14条 学校長は、前条の規定による通知を受領後、速やかに別に定める様式を区長へ提出し、補助金の残額がある場合には、定められた期限までにこれを返

還しなければならない。

(決定の取消し)

第15条 区長は、学校長が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後ににおいても適用があるものとする。

3 区長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、第5条第2項の規定を準用し、学校長に通知する。

(補助金の返還)

第16条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(その他)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

教育の一環である学校給食の質の維持を保ち、保護者に対する恒久的な教育費負担軽減に資するとともに、児童・生徒の心身の健全な発達のため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。